
ミロク会計人会実践セミナー

財産評価 編 ①

- (1) 中会社の評価事例
 - (2) 評価明細書第5表への各科目の記載要領
 - (3) 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成 27 年分)
 - (4) 用語解説 (取引相場のない株式の評価明細書)
-

Ver 4. 0

ミロク会計人会連合会
研修委員会

平成 27 年 9 月 18 日改訂版



(1) 中会社の評価事例

中会社の評価事例

大宮寝装株式会社の代表取締役社長 大宮太郎は、平成 27 年 2 月 28 日に死亡し、同人の持株はすべて長男一郎が相続しました。

同社の株式は、取引相場のない株式で、その株式の評価に必要な参考事項は、次のとおりです。
なお、同社は課税時期において、仮決算を行っておりません。

- 1 事業内容 寝装具類卸売（100%） 従業員数 6 名
全員が継続勤務従業員です。
- 2 事業年度 年 1 回 3 月決算 （開業年月日 昭和 55 年 4 月 1 日）
- 3 資本金 課税時期（27.2.28） 20,000 千円
直前期末（26.3.31） 20,000 千円
発行済株式数 40,000 株（普通株式）
払込否認に係る資本金はありません。
会社法第 108 条第 1 項に掲げる種類株式の発行はありません。
- 4 直前期末の総資産価額 160,765,393 円 + 1,213,699 円 = 161,979,092 円
売掛金、受取手形に対する貸倒引当金が 1,213,699 円あります。
減価償却資産に関する償却は直接法によっています。
- 5 直前期末以前 1 年間の取引金額 323,180 千円
- 6 直前期（25.4.1～26.3.31）の法人税の課税所得金額等は、後に掲げる法人税の申告書のとおりです。
- 7 前払費用は、損害保険料の未経過分で財産性のないものです。
- 8 相続税評価額による 1 株当たりの純資産価額を計算するための資産ごとの相続税評価額は、次のとおりです。
 - (1) 預金の既経過利子 68 千円（税引後）
 - (2) 受取手形の評価減 720 千円
 - (3) 有価証券 7,500 千円
 - (4) 建物 16,560 千円
(注) 課税時期前 3 年以内に取得したものではありません。
 - (5) 車輛 1,300 千円
 - (6) 器具備品 687 千円
 - (7) 土地 195,450 千円（2 筆分）
(注) 195,450 千円のうち、1 筆は課税時期前 3 年以内に取得した土地について取得価額 5,000 千円（課税時期における通常の取得価額に相当するものと認められます。）を計上しました。
残りの 1 筆は、路線価方式で評価した価格 190,450 千円である。
 - (8) 借地権 139,700 千円
 - (9) 電話加入権 12 千円
 - (10) 保険積立金の解約返戻金 1,200 千円
 - (11) その他の資産については、帳簿価額とします。

- 9 直前期（25.4.1～26.3.31）に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額は、「株主資本等変動計算書」のとおりです。
- 10 死亡退職金として 5,000 千円を支給することが決定しています。
- 11 直前々期（24.4.1～25.3.31）の法人税の課税所得金額等は、次のとおりです。
- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| (1) 法人税の課税所得金額 | 15,865 千円 |
| (2) 受取配当等の益金不算入額 | 74 千円 |
| (3) 同上の所得税額 | 15 千円 |
| (4) 非経常的な利益 | 0 千円 |
| (5) 損金の額に算入した繰越欠損金 | 0 千円 |
| (6) 交付の効力が発生した剰余金の配当金額 | 2,000 千円（平成 24 年 5 月の株主総会で決議） |
- 12 平成 26 年 5 月 28 日の株主総会の決議により、剰余金の配当として 2,000 千円の交付が確定しています（支払基準日 平成 26 年 3 月 31 日、源泉徴収税率は 20.42%）。

以上

(1) 評価事例に基づく決算報告書

貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日現在

単位 円

資 産 の 部		
【流動資産】		
現金及び預金	9,423,720	
受取手形	39,566,000	
売掛金	27,510,000	
有価証券	750,000	
商品	36,540,000	
前払費用	108,500	
短期貸付金	2,000,000	
仮払金	1,121,640	
貸倒引当金	;1,213,699	
流動資産合計		115,806,161
【固定資産】		
(有形固定資産)		
建物	27,254,212	
車輜運搬具	1,591,913	
工具器具備品	689,832	
土地	10,000,000	
有形固定資産合計	39,535,957	
(無形固定資産)		
借地権	3,200,000	
電話加入権	423,275	
無形固定資産合計	3,623,275	
(投資その他の資産)		
保険積立金	1,000,000	
投資その他の資産合計	1,000,000	
固定資産合計		44,159,232
【繰延資産】		
繰延資産	800,000	
繰延資産合計		800,000
資産の部合計		<u>160,765,393</u>
負 債 の 部		
【流動負債】		
支払手形	44,600,000	
買掛金	39,915,000	
短期借入金	31,000,000	
預り金	1,722,000	
法人税等引当金	6,407,940	
流動負債合計		123,644,940
【固定負債】		
長期借入金	2,645,000	
固定負債合計		2,645,000
負債の部合計		<u>126,289,940</u>

		純 資 産 の 部	
【株 主 資 本】			
(資 本 金)			
資 本 金		20,000,000	
	資 本 金 合 計	<u>20,000,000</u>	
(利 益 剰 余 金)			
利 益 準 備 金		2,000,000	
別 途 積 立 金		3,000,000	
繰 越 利 益 剰 余 金		9,475,453	
	利 益 剰 余 金 合 計	<u>14,475,453</u>	
	株 主 資 本 合 計		<u>34,475,453</u>
	純 資 産 の 部 合 計		<u>34,475,453</u>
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		<u><u>160,765,393</u></u>

損 益 計 算 書

自平成25年4月1日
至平成26年3月31日

単位 円

【純 売 上 高】		
売 上 高	323,180,000	323,180,000
【売 上 原 価】		
期首棚卸高	33,518,000	
商品仕入高	262,593,000	
合 計	296,111,000	
期末棚卸高	36,540,000	259,571,000
売上総利益		63,609,000
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	8,510,000	
従業員給料賞与	16,660,000	
減価償却費	2,792,804	
租税公課	3,555,575	
交際接待費	5,212,000	
寄附金	440,000	
貸倒引当金繰入	1,213,699	
その他の営業費	7,346,264	45,730,342
営業利益		17,878,658
【営業外収益】		
受取利息	538,300	
受取配当金	75,000	
雑収入	606,895	1,220,195
【営業外費用】		
支払利息割引料	3,480,700	
貸倒償却	500,000	3,980,700
経常利益		15,118,153
【特別利益】		
貸倒引当金戻入	1,453,000	1,453,000
税引前当期純利益		16,571,153
法人税、住民税及び事業税		8,000,000
当期純利益		8,571,153

株主資本等変動計算書

自平成25年4月1日至平成26年3月31日 単位:円

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000,000	1,000,000	3,000,000	3,904,300	7,904,300	27,904,300	27,904,300
当期変動額							
利益剰余金の配当				△2,000,000	△2,000,000	△2,000,000	△2,000,000
配当に伴う利益準備金の積立		1,000,000		△1,000,000			
当期純損益金					8,571,153	8,571,153	8,571,153
当期変動額合計		1,000,000			6,571,153	6,571,153	6,571,153
当期末残高	20,000,000	2,000,000	3,000,000	9,475,453	14,475,453	34,475,453	34,475,453

(1) 評価事例に基づく法人税申告書

御注意 1 期末の資本金... 2 30 から 31 までの各欄は...

納税地: さいたま市 区常盤 4-4-11
法人名: 大宮寝装 株式会社
代表者: 大宮 伊吹

青色申告 一連番号
整理番号
事業年度 (至)
売上金額 324
申告年月日

平成 25 年 4 月 1 日

事業年度分の確定申告書

平成 26 年 3 月 31 日

(中間申告の場合 平成 年 月 日)

翌年以降送付要否
適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 15 columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「48の」), 法人税額 (36)又は(37), 差引法人税額 (2)-(3), 課税土地譲渡利益金額, 課税留保金額, 法人税額計, 控除税額, 中間申告分の法人税額, 法人税額の計算, 土地譲渡税額, 控除税額の計, 控除した金額

Table with 15 columns: この申告による還付金額, この申告が修正申告である場合, この申告の修正申告である場合, (30)の1.5%相当額, (31)の2.5%相当額, 法人税額, 法人税額, 土地譲渡税額, 剰余金・利益の配当, 還する金

法 0301 - 0101

税理士 署名押印

平成 26 年 5 月 30 日 浦和 税務署 長 殿		所 管 業 種 目 要 否	一 連 番 号 連 結 グ ル ー プ 整 理 番 号 整 理 番 号 申 告 年 月 日 申 告 区 分 庁 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分 通 信 日 付 印 確 認 印 年 月 日
納 税 地 (フリガナ)	さいたま市 区常盤 4 - 4 - 1 1 電話 (048) 338 - 0000 オミヤシソウ カブ シキ カ イ シ ャ		税 務 署 処 理 欄
法 人 名 (フリガナ)	大宮寝装 株式会社 オミヤ 伊 咄		
代 表 者 自 署 押 印	(印)		
代 表 者 住 所	(印)		
経 理 責 任 者 自 署 押 印	(印)		
旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等	(印)		

平成 25 年 4 月 1 日

課税事業年度分の復興特別法人税申告書 ()

平成 26 年 3 月 31 日

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

課 税 標 準 法 人 税 額 ((15)又は0)	1	十 億 百 万 千 円 3 8 2 7 0 0 0	この申告が修正申告である場合	課 税 標 準 法 人 税 額	6	十 億 百 万 千 円 3 8 2 7 0 0 0
復 興 特 別 法 人 税 額 (1) × 10%	2	3 8 2 7 0 0		控 除 税 額	7	3 8 2 7 0 0
控 除 税 額 (16) + (18)	3	1 9 7 0		復 興 特 別 法 人 税 額	8	1 9 7 0
差 引 こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 復 興 特 別 法 人 税 額 (2) - (3)	4	3 8 0 7 0 0		還 付 金 額	9	3 8 0 7 0 0
こ の 申 告 に よ り の 還 付 金 額 (20)	5	0		こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 復 興 特 別 法 人 税 額 (((4) - (8)) 若しくは ((4) + (9)) 又は ((9) - (6)))	10	0

課 税 標 準 法 人 税 額 等 の 計 算

課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算	法 人 税 額 (法人税申告書別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」、別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	11	十 億 百 万 千 円 3 8 2 7 0 1 0	控 除 税 額 の 計 算	外 国 税 額 の 控 除 額 (別表三「11」又は「19」)	16	十 億 百 万 千 円 0
	法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一(一)「3」、別表一(二)「3」、別表一(三)「3」、別表一の二(一)「3」、別表一の二(二)「3」又は別表一の二(三)「3」)	12	0		復 興 特 別 所 得 税 の 額 (別表二「6の」)	17	1 9 7 0
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (法人税申告書別表一(一)「5」、別表一(二)「5」、別表一(三)「5」、別表一の二(一)「5」、別表一の二(二)「5」又は別表一の二(三)「5」)	13	0		復 興 特 別 所 得 税 の 控 除 額 (((2) - (16))と(17)のうちいずれか少ない金額)	18	1 9 7 0
	基準法人税額 (11) - (12) + (13)	14	3 8 2 7 0 1 0		控 除 し た 金 額 (3)	19	1 9 7 0
	課税標準法人税額 ((14)又は((14) × —))	15	3 8 2 7 0 0 0		控 除 し ざ れ な っ た 復 興 特 別 所 得 税 の 額 (17) - (18)	20	0
				残 余 財 産 の 最 後 の 分 配 又 は 引 渡 し の 日	平成 年 月 日		
				還 付 金 融 機 関 等	銀 行 本 店 ・ 支 店 金 庫 ・ 組 合 出 張 所 農 協 ・ 漁 協 本 所 ・ 支 所	郵便局名等 預金	
				口 座 番 号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
				税 務 署 処 理 欄			

税 理 士 署 名 押 印 (印)

別表一 各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書... 平二十五・四・一以後終了課税事業年度分

所得の金額の計算に関する明細書
(簡易様式)

事業年度 25・4・1
26・3・31

法人名

大宮寝装 株式会社

別表四(簡易様式) 平 二 十 五 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

御注意

1 沖繩の認定法人の所得の特別控除、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例、認定研究開発事業法人等の課税の特例、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船
2 船運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の特例、特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例、農業経営基盤強化準備金の課税の特例、農用地等取得した場合の課税の特例、
3 関西国際空港用地整備準備金の課税の特例、中部国際空港整備準備金の課税の特例、
4 「48」の「」欄の金額は、「」欄の金額に「」欄の金額を加算し、「」欄の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。
5 「」欄の金額を計算し、「」欄の金額を加算し、「」欄の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
当期利益又は当期欠損の額	8,571,153	6,571,153	2,000,000
加			
損金経理をした法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)	754,200	754,200	
損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)			
損金経理をした道府県民税利子割額	26,915	26,915	
損金経理をした納税充当金	8,000,000	8,000,000	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	4,100		4,100
減価償却の償却超過額	47,034	47,034	
役員給与の損金不算入額			
交際費等の損金不算入額	0		0
貸倒引当金繰入超過額	522,939	522,939	
次 葉 合 計			
小 計	9,355,188	9,351,088	4,100
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額			
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「15」又は「31」)	32,967		32,967
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			
受贈益の益金不算入額			
適格現物分配に係る益金不算入額			
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			
次 葉 合 計			
小 計		0	32,967
仮 計			
(1) + (11) - (21)	17,893,374	15,922,241	32,967
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の二)「25」)			
超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」)			
仮 計			
((22)から(24)までの計)	17,893,374	15,922,241	32,967
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	312,917		312,917
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額(別表六(一)「6」) + 復興特別法人税率(別表一「6」)	95,745		95,745
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)の二)「7」)			
合 計			
(25) + (26) + (30) + (31)	18,302,036	15,922,241	32,967
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)			
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			
差 引 計			
(34) + (35) + (37)	18,302,036	15,922,241	32,967
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「10」)又は別表七(二)「10」)			
總 計			
(38) + (39)	18,302,036	15,922,241	32,967
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(四)「40」)			
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額			
所得金額又は欠損金額	18,302,036	15,922,241	32,967

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 25・4・1 法人名 大宮寝装 株式会社
26・3・31

別表五(一) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1
発行済株式又は出資のうち二以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となりますので御注意ください。

利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 - +		
		減	増			
利益準備金	1	1,000,000	1,000,000	2,000,000		
別途積立金	2	3,000,000		3,000,000		
減価償却超過額	3		47,034	47,034		
貸倒引当金繰入超過額	4		522,939	522,939		
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
次葉合計	25					
繰越損益金(損は赤)	26	3,904,300	3,904,300	9,475,453		
納税充当金	27	2,754,040	4,346,100	8,000,000		
未納法人税及び未納復興特別法人税(附帯税を除く。)	28	2,754,000	4,131,200	中間	1,377,000	2,736,700
	確定			2,736,900		
	未納道府県民税(均等割額及び利子割額を含む。)			29	165,600	275,315
確定		131,600				
未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	480,500	720,700	中間	240,200	360,500
	確定			360,500		
差引合計額	31	7,258,240	3,123,185	14,089,511	18,224,566	

資本金等の額の計算に関する明細書					
区 分	期首現在資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 - +	
		減	増		
資本金又は出資金	32	20,000,000		20,000,000	
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	20,000,000		20,000,000	

租税公課の納付状況等に関する
明細書

事業年度
25・4・1
26・3・31

法人名

大宮寝装 株式会社

別表五(二)
平 二 十 五 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

税目及び事業年度	期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額		期末未納 税額	現在 税額
			充 当 金 に よ る 納 付	中 の 納 付 税 額 に よ る 納 付		
法人税及び復興特別法人税	1					
平 24・4・1 平 25・3・31	2	2,754,200	2,000,000	754,200	0	0
当期分 中 間	3	1,377,000	1,377,000			0
確 定	4	2,736,900			2,736,900	
計	5	2,754,200	3,377,000	754,200	2,736,900	
道府県民税	6					
平 24・4・1 平 25・3・31	7	165,600	165,600		0	0
当期分 利 子 割	8	26,915		26,915	0	0
中 間	9	82,800	82,800			0
確 定	10	131,600			131,600	
計	11	165,600	248,400	26,915	131,600	
市町村民税	12					
平 24・4・1 平 25・3・31	13	480,500	480,500		0	0
当期分 中 間	14	240,200	240,200			0
確 定	15	360,500			360,500	
計	16	480,500	720,700		360,500	
事業税	17					
平 24・4・1 平 25・3・31	18	470,600		470,600	0	0
当期中間分	19	467,900		467,900	0	0
計	20	938,500		938,500	0	0
その他の	21					
損金算入のもの 利 子 税	22					
延滞金 (延納に係るもの)	23	1,831,860		1,831,860	0	0
固定資産税他	24					
損金不算入のもの 加算税及び加算金	25					
延滞税	26	4,100		4,100	0	0
延滞金 (延納分を除く。)	27					
過 怠 税	28					
	29					
	30					
納 税 充 当 金 の 計 算						
期首納税充当金	31	2,754,040	取	損金算入のもの	37	
繰 損金経理をした納税充当金	32	8,000,000	崩	損金不算入のもの	38	
	33		他		39	
計 (32)+(33)	34	8,000,000	額	仮払税金消却	40	
法人税額等 (5の)+(11の)+(16の)	35	4,346,100	額	計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41	4,346,100
事業税 (20の)	36			期末納税充当金 (31)+(34)-(41)	42	6,407,940

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	25・4・1 26・3・31	法人名	大宮寝装 株式会社
------	-------------------	-----	-----------

別表六(一) 平成二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

平成25年1月1日以後源泉徴収された「所得税及び復興特別所得税」については、特別法人税額からそれぞれ控除することになります。復興特別所得税額については、復興特別法人税申告書別表二に記載することになりますので、御注意ください。

区分		収入金額		について課される額		のうち控除を受ける額		
		収入金額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	
1	預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	538,300		79,084		79,084		
2	公社債の利子等							
3	剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	75,000		14,691		14,691		
4	集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配							
5	その他							
6	計	613,300		93,775		93,775		
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10) (9) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける額 (8) × (11)	
		7	8	9	10	11	12	
	東京商会(株)	75,000	14,691	12月	12月	1.000	14,691	
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算元本数	利子配当等の計算元本数	(15)・(16) 又は(12) (マイナスの場合は0)	所有元本割合 (16)÷(17) (15) (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18	19
その他に係る控除を受ける所得税額の明細								
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考			
		・	20	21		円	円	
		・						
		・						
		・						
		・						
		計						

法 0301 - 0601

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	25・4・1 26・3・31	法人名	大宮寝装 株式会社
--------------	-------------------	-----	-----------

別表十六(二) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意
1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類及び用途並びに、特別償却の適用を受ける場合、その特別償却限度額の計算に関する付表を添付してください。
2 租税特別措置法の適用を受ける減価償却資産の耐用年数、種類及び用途並びに、特別償却の適用を受ける場合、その特別償却限度額の計算に関する付表を添付してください。

種別	1	車輛運搬具	車輛運搬具	器具備品	合計
構造	2	自動車	貨物自動車	金属製	
取得年月日	4			平25・10	
事業の用に供した年月	5				
耐用年数	6	4年	5年		
取得価額又は製作価額	7	外 1,350,000	外 3,780,000	外 804,000	外 5,934,000
圧縮記帳による積立金計上額	8				
差引取得価額 (7) - (8)	9	1,350,000	3,780,000	804,000	5,934,000
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	410,826	1,181,087	689,832	2,281,745
期末現在の積立金の額	11				
積立金の期中取崩額	12				
差引帳簿記載金額 (10) - (11) - (12)	13	外 410,826	外 1,181,087	外 689,832	外 2,281,745
損金に計上した当期償却額	14	320,181	690,683	114,168	1,125,032
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
合 計 (13) + (14) + (15)	16	731,007	1,871,770	804,000	3,406,777
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17				
償却額計算の基礎となる金額 (16) - (17)	18	731,007	1,871,770	804,000	3,406,777
平成19年3月31日以前取得分の普通償却率	19	67,500	189,000		256,500
旧定率法の償却率 (9) × $\frac{5}{100}$	20	0.343	0.369		
算出償却額 (18) × (20)	21	320,181	690,683		1,010,864
増加償却額 (21) × 割増率	22	()	()	()	()
計 ((21) + (22))又は((18) - (19))	23	320,181	690,683		1,010,864
算出償却額 ((19) - 1円) × $\frac{12}{60}$	24				
定率法の償却率	25			0.167	
調整前償却額 (18) × (25)	26			67,134	67,134
保証率	27			0.03217	
償却保証額 (9) × (27)	28			25,864	25,864
改定取得価額	29				
改定償却率	30				
改定償却額 (29) × (30)	31				
増加償却額 ((26)又は(31)) × 割増率	32	()	()	()	()
計 ((26)又は(31)) + (32)	33			67,134	67,134
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34	320,181	690,683	67,134	1,077,998
特別償却限度額	35	条 項	条 項	条 項	条 項
特別償却限度額	36	外	外	外	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37				
合 計 (34) + (36) + (37)	38	320,181	690,683	67,134	1,077,998
当期償却額	39	320,181	690,683	114,168	1,125,032
償却不足額 (38) - (39)	40				
償却超過額 (39) - (38)	41			47,034	47,034
前期からの繰越額	42	外	外	外	外
償却不足によるもの	43				
積立金取崩しによるもの	44				
差引合計翌期への繰越額 (41) + (42) - (43) - (44)	45			47,034	47,034
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40) - (43))と((36) + (37))のうち少ない金額	46				
当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47				
差引翌期への繰越額 (46) - (47)	48				
翌期繰越額	49	平	平	平	平
当期分不足額	50				
格組繰再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((40) - (43))と(36)のうち少ない金額	51				
備考					

受付印

平成 26 年 5 月 30 日
さいたま県税事務所長 殿

整理番号 事務所 法人番号 申告区分

この申告の基礎となる申告年月日
申告年月日

所在地 さいたま市 区常盤 4-4-11
事業種目 寝装具卸売業
期末現在の資本金等の額 20,000,000
法人名 大宮寝装 株式会社
代表者 大宮 いちろう

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度又は連結事業年度の 道府県民税の確定申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, (用途秘匿金税額等) 法人税法の規定による計算した法人税額, etc. Includes sections for 所得割, 地方法人特別税, and 所得金額の計算の内訳.

第六号様式(提出用)

(道府県民税)

署名押印

(電話)

処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
------	------	-------	------	------

受付印

平成 26 年 5 月 30 日
さいたま市 区長 殿

発行年月日	通信日付印	確認印
-------	-------	-----

申告年月日	年	月	日
-------	---	---	---

所在地	さいたま市 区常盤 4 - 4 - 1 1 (電話 048 - 338 - 0000)	この申告の基礎	1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日 の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	おおみやしんそう かぶしがいいしゃ	事業種目	寝装具卸売業
法人名	大宮寝装 株式会社	期末現在の資本金の額 又は出資金の額	20,000,000
(ふりがな)	おおみや いちろう	期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	20,000,000
代表者氏名印	大宮 一郎	経理責任者氏名	

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の確定申告書

摘要	課税標準	法人税割額	税額
(用途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	3,827,010		
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 + + - +	3,827,000	12.300	4,707,210
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (㉑) × (㉒)	0.00		
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 - - 又は - -			4,707,000
既に納付の確定した当期分の法人税割額			1,752,000
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 - -			2,955,000
均等割額	算定期間において事務所等を有していた月数	月	円 × 12
	既に納付の確定した当期分の均等割額		650,000
	この申告により納付すべき均等割額 -		650,000
この申告により納付すべき市町村民税額 +			3,605,000
のうち見込納付額			
差引 -			3,605,000

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	そのうち当該市町村分の従業員数
本社	さいたま市 区常盤 4 - 4 - 1 1		6
合 計		6	6

指場 定合 都の 市に 申の 告す 計 算	区 名	区	月数	12	従業員数	6	均等割額	1,300,000	決算確定の日	平成 26 年 5 月 28 日	法人税の申告書の種類	(青色) ・ その他
							0.00	解散の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	(要) ・ 否	
							0.00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	(有) ・ (無)	
							0.00	この申告が中間申告期間の場合の計算期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
							0.00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店			
							0.00		口座番号 (普通 ・ 当座)			
							0.00	還付請求税額				
							0.00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				

関与税理士 署名押印 (電話 - -)

(2) 評価明細書第 5 表への各科目の記載要領

評価明細書第5表への各科目の記載要領

1 資産の部

(評基通：財産評価基本通達(昭39.4.25直資56外を指す))

科 目	相 続 税 評 価 額	帳 簿 価 額
現 金	決算上の帳簿価額を記載します。	決算上の帳簿価額を記載します。
預 貯 金	決算上の帳簿価額に課税時期現在において解約するとした場合の既経過利子の額(当該金額に係る源泉所得税相当額控除後のもの)を加算します。 (評基通 203)	
受 取 手 形 売 掛 金 未 収 入 金	決算上の帳簿価額から課税時期現在における回収不能額を減算します。 (評基通 204・205・206)	
貸 付 金	決算上の帳簿価額に次の金額を加算又は減算します。 ① 課税時期現在における既経過利子を加算します。 (評基通 204) ② 課税時期現在における回収不能額を減算します。 (評基通 205)	
前 渡 金 仮 払 金	決算上の帳簿価額を記載します。 財産性のないものは記載しません。	
前 払 費 用	財産性のある前払地代等の未経過分は決算上の帳簿価額を記載し、財産性のない前払火災保険料等は記載しません。	
商 品 製 品 半 製 品 仕 掛 品 原 材 料 貯 蔵 品	たな卸商品等として評価します。 (評基通 132・133)	決算上の帳簿価額を記載します。
土 地	課税時期の属する年分の財産評価基準により評価します。ただし、課税時期前3年以内に取得したものは、課税時期における通常の取引価額を記載します。	決算上の帳簿価額に次の金額を加算又は減算します。 ① 土地圧縮記帳引当金の額(法人税申告書別表十三(五)「18」)を減算しま

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成21年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

科 目	相 続 税 評 価 額	帳 簿 価 額
	(借地権及び建物についても同様の取り扱いとなります。)	す。 ② 土地圧縮限度超過額(法人税申告書別表十三(五)「25」)を加算します。
借 地 権	課税時期の属する年分の財産評価基準により評価します。	① 有償取得のものは決算上の帳簿価額を記載します。 ② 無償取得のものは「0」と記載します。
建 物	評基通 89・91・93 により評価します。	決算上の帳簿価額に次の金額を加算又は減算します。
構 築 物	評基通 97 により評価します。	
船 舶	評基通 136 により評価します。	① 減価償却累計額の額を減算します。 ② 減価償却超過額(法人税申告書別表十六(一)「41」又は十六(二)「45」)の額を加算します。 (注) 次の科目がある場合は、上記の金額に次の金額を加算又は減算します。 ① 圧縮記帳引当金の額(法人税申告書別表十三(五)「18」)を減算します。 ② 圧縮限度超過額(法人税申告書別表十三(五)「25」)を加算します。
車 両 運 搬 具 什 器 備 品 機 械 装 置	評基通 129 により評価します。	
借 家 権	権利金等の名称をもって取引される慣行のあるもののみ評価します。 (評基通 94)	
重要産業用機械	評基通 129 により評価します。	決算上の帳簿価額から次の金額を減算します。 ① 減価償却累計額の額 ② 重要産業用機械特別償却準備金の額(法人税申告書別表十六(九)「19」)
有 価 証 券	評基通 168 から評基通 202 までにより評価します。	決算上の帳簿価額を記載します。
ゴルフ会員権	評基通 211 により評価します。	
特 許 権 実 用 新 案 権 意 匠 権	① 権利者が自ら特許発明を実施している場合 営業権として一括評価するため、記	相続税評価額に同じ

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成 21 年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

科 目	相 続 税 評 価 額	帳 簿 価 額
商 標 権	載しません。 ② 上記以外の場合 将来受ける補償金の額の基準年利 率による複利現価の額によります。 (評基通 140～147)	
出 版 権 漁 業 権	営業権として一括評価するため、記載 しません。 (評基通 154・163)	
営 業 権	評基通 165・166 により評価します。	特許権・実用新案権・意匠権・商標権・ 出版権及び漁業権を含めた決算上の帳 簿価額の合計額を記載します。 (注) 相続税評価額が「0」の場合 であっても、決算上の帳簿価額 がある場合には、その金額を記 載します。
鉱 業 権	評基通 156 により評価します。	決算上の帳簿価額を記載します。
採 石 権	評基通 160 により評価します。	
著 作 権	評基通 148 により評価します。	
電 話 加 入 権	評基通 161・162 により評価します。	
未 収 利 息 未 収 地 代	決算上の帳簿価額を記載します。	
創 立 費 開 業 費 新 株 発 行 費 株 式 交 付 費 社 債 発 行 費 社 債 発 行 差 金 開 発 費 試 験 研 修 費 建 設 利 息 繰 延 税 金 資 産	財産性のない繰延資産は記載しま せん。	
生 命 保 険 金 請 求 権	決算上の帳簿価額を記載します。 (35 ページ<参考:生命保険金請求権> を参照)	

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成 21 年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

2 負債の部

科 目	相 続 税 評 価 額	帳 簿 価 額
支 払 手 形 買 掛 金 未 払 金 未 払 費 用 前 受 金 仮 受 金 預 り 金 保 証 金 前 受 収 益 社 債 借 入 金	決算上の帳簿価額を記載します。 (無利息債務等に該当する場合は、帳簿 価額から経済的利益の金額を減算しま す。)	相続税評価額に同じ。
貸 倒 引 当 金 返品調整引当金 賞 与 引 当 金 特別修繕引当金 製品保証引当金 納 税 引 当 金	純資産価額及び評価差益の計算上負 債に該当しないので記載しません。	
退職給与引当金	平成14年改正法人税法附則第8条第2 項及び第3項適用後の退職給与引当金勘 定の金額(法人税申告書別表十一(三) 「26」)を記載します。	
各科目の圧縮記帳引当金 特別償却引当金 各科目の減価償却累計額	記載しません。	記載しません。
中小企業海外市場開拓準備金 公害防止準備金 証券取引責任準備金 商品取引責任準備金 違約損失補償準備金 異常危険準備金 計画造林準備金 繰延税金負債	記載しません。	記載しません。
未 納 法 人 税 未納都道府県民税	課税時期の属する事業年度に係る法 人税額等のうち、その事業年度開始の日	相続税評価額に同じ。

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成21年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

科 目	相 続 税 評 価 額	帳 簿 価 額
未納市民税 未納事業税 未納消費税	<p>から課税時期までの期間に対応する金額は負債として記載します。</p> <p>(注) 1 課税時期において仮決算を行わず直前期末現在の資産及び負債を基に1株当たりの純資産価額を計算する場合には、上記の未納法人税、未納都道府県民税、未納市民税、未納事業税、未納消費税は負債としません。</p> <p>2 課税時期において仮決算を行わず直前期末現在の資産及び負債を基にして1株当たりの純資産価額を計算する場合であっても、直前期の事業年度に係る次の金額は負債とします。</p> <p>未納法人税額（法人税申告書別表五（二）「3の⑥」及び「4の⑥」）、未納都道府県民税額（法人税申告書別表五（二）「9の⑥」、「10の⑥」）、未納市町村民税（法人税申告書別表五（二）「14の⑥」及び「15の⑥」）及び未納事業税額（法人税申告書別表五（二）「19の⑥」）の金額の事業税申告書「第6号様式の㊸（この申告により納付すべき事業税額がある場合に限ります。）」の合計額、未納消費税（消費税申告書一般用㊸）」。</p>	
未納固定資産税 未納都市計画税	<p>（仮決算を行う場合）</p> <p>課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額のうち、</p>	

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成21年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

科 目	相 続 税 評 価 額	帳 簿 価 額
	<p>未払いとなっているもの（帳簿に負債としての記載がない場合でも負債とします。）</p> <p>（仮決算を行わない場合）</p> <p>直前期末日以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額のうち、未払いとなっている金額</p> <p>（注） 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日とされています。</p> <p>（地方税法第359条）</p>	
未 払 配 当 金	<p>（仮決算を行う場合）</p> <p>課税時期において確定している金額のうち、未払いとなっている金額は負債とします。</p> <p>（仮決算を行わない場合）</p> <p>課税時期までの間に確定した配当金については負債とします。</p> <p>（注） 課税時期において、配当期待権が発生している場合には、株式の価額の修正が必要となります。</p>	相続税評価額に同じ。
未 払 退 職 金	<p>被相続人の死亡により相続人に対して支給することが確定した退職手当金、功労金等の金額を負債として記載します。</p>	
未 払 弔 慰 金	<p>弔慰金のうち、相続税法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等に該当するものについては負債とします。</p>	
資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 準 備 金 別 途 積 立 金 退 職 給 与 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	<p>記載しません。</p>	<p>記載しません。</p>

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成21年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

<参考：生命保険金請求権>

被相続人の死亡を保険事故として、評価会社を取得する生命保険金請求権については、保険事故発生によりその請求権が具体的に発生するものですから、純資産価額（相続税価額によって計算した金額）の計算上資産として計上します。この場合の生命保険請求権の帳簿価額は相続税評価額と同額を計上することとし、評価差益の計算には影響させません。その一方で取得する生命保険金額（この生命保険を原資として被相続人に対する死亡退職手当金を支払った場合には、その生命保険金から支払った退職手当金等の金額を控除した残額）に係る保険差益について、将来法人税等が課されることとなります。この場合その法人税額等については評基通 186-2 に定める法人税額等の割合に準じて計算した額を負債として計算します。

出典：財団法人 大蔵財務協会「平成 21 年版相続税・贈与税のための有価証券の評価」を一部改編の上掲載

<参考：生命保険契約に関する権利の評価>

タックスアンサー 財産の評価 相続財産や贈与財産の評価 No.4660

- 1、相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時にその契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価します。なお、解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、その金額を差し引いた金額により生命保険契約に関する権利の価額を評価することとなります。

(注 1) 生命保険契約には、これに類する共済契約で一定のものが含まれます。

(注 2) いわゆる掛け捨てで解約返戻金のないものは評価しません。

- 2、解約返戻金相当額がわからないときは、契約先である生命保険会社などに照会し、確認してください。なお、生命保険会社などへ照会する場合には、あらかじめ時間的な余裕をもって照会する必要があります。

(評基通 214)

出典：国税庁ホームページ タックスアンサーよりを一部改編の上掲載

(3)類似業種比準価格計算上の業種目及び業種目別株価等(平成 27 年分)

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等 (平成27年分)

業種目		B 配当金額	C 利益金額	D 簿価純資 産価額	A (株価)				
大分類	番号				平成26年 平均	26年 11月分	12月分	27年 1月分	2月分
中分類									
小分類									
電気・ガス・熱供給・水道業	54	5.8	20	378	318	343	342	340	360
電気業	55	3.4	10	275	212	233	231	222	237
ガス業	56	8.4	33	491	437	466	466	471	495
情報通信業	57	4.2	27	186	382	400	402	410	420
情報サービス業	58	4.3	27	186	347	369	370	380	387
ソフトウェア業	59	3.9	25	176	320	343	344	355	353
情報処理・提供サービス業	60	5.1	34	206	415	435	438	449	474
インターネット附属サービス業	61	2.8	25	114	543	542	548	547	576
映像・音声・文字情報制作業	62	3.7	25	209	278	306	308	312	313
その他の情報通信業	63	8.0	30	394	434	459	461	464	470
運輸業、郵便業	64	3.4	22	236	214	228	234	246	260
鉄道業	65	2.3	11	127	214	241	239	249	265
道路貨物運送業	66	3.7	19	268	166	170	175	181	190
水運業	67	5.1	33	296	334	343	354	397	436
運輸に附帯するサービス業	68	3.1	24	234	185	208	211	218	225
その他の運輸業、郵便業	69	2.7	22	245	209	222	230	235	241
卸売業	70	3.7	21	220	199	215	219	219	226
各種商品卸売業	71	5.1	17	143	209	219	217	212	227
繊維・衣服等卸売業	72	4.7	16	233	192	205	203	203	214
飲食料品卸売業	73	3.4	18	265	193	203	213	217	218
農畜産物・水産物卸売業	74	2.4	10	213	134	139	142	143	146
食料・飲料卸売業	75	4.2	26	321	247	261	277	284	281
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	76	3.5	22	226	211	234	233	225	231
化学製品卸売業	77	6.0	28	290	282	278	283	281	287
その他の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	78	2.8	20	209	192	223	219	210	216
機械器具卸売業	79	3.6	24	218	206	219	228	233	244
産業機械器具卸売業	80	3.8	27	249	237	259	270	283	304
電気機械器具卸売業	81	3.2	17	186	162	174	181	182	186
その他の機械器具卸売業	82	4.4	38	256	273	278	288	291	309
その他の卸売業	83	3.5	20	207	177	194	193	189	188

国税庁ホームページ「平成27年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について (法令解釈通達)」(平成27年8月4日付改正分まで更新)より抜粋しました

(単位：円)

番号	A (株価)							
	27年 3月分	4月分	5月分	6月分				
54	365	376	398	408				
55	231	243	273	287				
56	515	523	537	543				
57	439	463	472	498				
58	398	410	422	443				
59	361	373	389	408				
60	490	502	504	531				
61	619	692	692	753				
62	337	353	361	367				
63	489	511	510	511				
64	269	269	271	275				
65	278	270	270	274				
66	201	205	210	212				
67	441	445	444	450				
68	230	228	238	249				
69	252	251	249	247				
70	234	240	244	252				
71	238	242	249	255				
72	215	220	222	232				
73	221	224	227	235				
74	149	148	150	155				
75	284	290	294	306				
76	233	234	240	246				
77	295	297	307	311				
78	216	217	222	228				
79	258	267	273	281				
80	332	353	352	367				
81	194	197	204	210				
82	317	322	334	341				
83	196	199	200	208				

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに平成27年分の標本会社の株価を基に計算していますので、標本会社が平成26年分のものとは異なる業種目については、平成26年11月分及び12月分の金額は、平成26年分の評価に適用する平成26年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、平成26年平均についても、平成27年分の標本会社を基に計算しています。

(4)用語解説(取引相場のない株式の評価明細書)

評価明細書 第1表の1 関連	
1 「同族株主」の範囲	「同族株主」とは、評価会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の30%以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。この場合の「株主の1人」は、納税義務者に限らない。株主のうちのいずれか1人を中心にして判定したときに納税義務者を含むグループが「同族株主」に該当する場合には、その納税義務者は「同族株主」に該当することとなる。ただし、評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50%超を占めるグループがある場合には、その議決権総数の50%超を占めるグループの株主だけが「同族株主」となる。この場合、その他の株主は、たとえ30%以上のグループに属する場合であっても「同族株主」には該当しない。
2 中心的な同族株主	「中心的な同族株主」とは、同族会社のいる会社の株主で、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の特別同族関係法人（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社）を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。
評価明細書 第1表の2 関連	
3 取引相場のない株式の価額の評価方法	取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という）がこの第1表の2の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれの定めによって評価する。
4 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）	課税時期の直前に終了した事業年度の末日における評価会社の各資産の帳簿価額の合計額である。
5 従業員数	継続勤務従業員の数に、直前期末以前1年間において評価会社に勤務していた従業員（継続勤務従業員を除く）のその1年間における労働時間の合計時間数を1,800時間で除して求めた数を加算した数として算出する。
6 直前期末以前1年間における取引金額	その期間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額である。
評価明細書 第3表 関連	
7 原則的評価方式による評価方法	原則的評価方式による取引相場のない株式は、一般の評価会社と、特定の評価会社とに区分して評価する。一般の評価会社については、前述の会社規模（大・中・小）に応じて評価方法が異なるが、特定の評価会社については、原則として会社規模に関わりなく、一律に評価方法が定められている。
8 大会社の評価方法の考え方	大会社には、規模・内容ともに上場会社に匹敵する会社が多く、その株式が取引されるとすれば、上場株式等に準じた要因による価格形成が想定されることから、評価についても現実の市場で流通している株式の価額に比準して行うことが合理的と考えられる。 そのため、原則として類似業種比準価額方式が採用されることになるが、類似業種比準価額は仮定計算であるため、評価の安全性を考慮して、現実的資産価値ともいえる1株当たりの純資産価額を基に計算することを容認している。
9 中会社の評価方法の考え方	中会社は、大会社と小会社の双方の要素を併せ持つと考えられるので、評価に当たっては、収益性や配当性向を加味した類似業種比準価額（大会社に適した評価）と現実的財産価値評価である純資産価額（小会社に適した評価）とを併用して計算する。中会社は規模によって更に3種類に区分し、Lの割合を0.90、0.75、0.6とすることで、大会社に近いものには類似業種比準価額を、小会社に近いものには純資産価額をより加重配分する。算式中、類似業種比準価額に代えて純資産価額の適用を認めているのは、類似業種比準価額が仮定計算であるために、現実計算である純資産価額をもって評価の安全性を確保するという、大会社の評価の場合と同じ理由による。

評価明細書 第1表の1 関連	
10 小会社の評価方法の考え方	<p>小会社は、一般的には事業規模・経営実態ともに個人企業と類似しているものが多いと考えられる。このような小規模な会社の株主は、株式保有を通じて会社の財産を支配しているという性質が強いことから、株式の評価においても、評価会社の正味財産（純資産）に着目した評価方法が採用されている。また、選択によって類似業種比準価額の要素を50%加味することが認められているのは、純資産価額方式が一時点の財産状態にのみ着目して計算され、収益性や配当性向を全く加味していないことから、収益性等も考慮した類似業種比準価額と純資産価額とを同じ割合で混合させて評価することも、合理的と考えられるからである。つまり、類似業種比準価額を50%加味することで、規模的には個人事業者と大差ないとは言えども、会社組織で事業活動を行う会社に対する株式評価上の均衡を保っているといえる。</p>
11 配当還元方式による評価方法	<p>同族株主等以外の株主及び同族株主等のうち少数株式所有者が取得した株式については、その株式の発行会社が大会社であるか、中会社であるか、また、小会社であるかの会社規模にかかわらず、配当還元方式で計算した金額（配当還元価額）によって評価する。さらに、特定の評価会社のうち、例えば、比準要素数1の会社、株式保有特定会社、土地保有特定会社又は開業後3年未満の会社等に該当する場合には、同族株主等以外の株主が取得した株式については、配当還元方式によって評価する。ただし、特定の評価会社であっても、「開業前又は休業中の会社の株式」及び「精算中の会社の株式」については、この配当還元方式を適用することはできない。</p> <p>同族株主等以外の株主等が取得した株式については、原則として、直前期末以前2年間の剰余金の配当金額を基とする配当還元方式により評価することとしている。ただし、その配当還元価額が、その株式について同族株主等が取得した場合に適用される原則的評価方法によって評価した金額を超えることとなる場合には、その原則的評価方法によって計算した金額により評価する。つまり、配当還元価額>原則的評価方式による評価額の場合には、原則的評価方式による評価額となる。これは、会社の支配権を有する同族株主等の所有する株式の価額に比して、支配権を有しない同族株主等以外の株主の所有する株式の価額の方が低くなるのが通常であるからである。また、一般的にも配当還元方式による評価額の方が原則的評価方法による評価額を下回るものと考えられるが、例えば、収益力を無視して異常な高額配当を行っている場合などには、適正な評価額が算定されず、評価の公正を損なう結果となることから採られた措置であると考えられている。</p>
評価明細書 第4表 関連	
12 類似業種比準方式	<p>類似業種比準方式とは、評価しようとする取引相場のない株式の発行会社と事業内容が類似する業種目に属する複数の上場会社（以下「類似業種」という）の株価の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額の比準割合を乗じて、取引相場のない株式の価額を求める評価方式である。</p> <p>株式の価格形成要因には、1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額はもちろんのこと、事業の内容、その将来性、資本系列、経営者の手腕、業界の経済的環境等、様々な要因が考えられる。株式評価に当たっては、これらの株価形成要因のすべてを考慮することが望ましいが、計算が煩雑となることや、計数化して捉えることが困難なものもある。そこで、類似業種比準方式においては、最も基本的な株価形成要因である、1株当たりの配当性、1株当たりの収益性及び1株当たりの資産性の3要素を基として比準計算した価額によることとしている。</p> <p>なお、類似業種比準方式による株式の価額は、株式の様々な価格形成要因のうち基本的な3つを比準要素としていること、現実の取引市場を有していない株式の評価であることなどの理由から、評価の安全性を図るために、比準価額に斟酌を加え、大会社については比準価額の70%相当額、中会社については比準価額の60%相当額、小会社については比準価額の50%で評価することとしている。</p>
評価明細書 第5表 関連	
13 1株当たりの純資産価額（帳簿によって計算した金額）の計算における「資本金等の額」及び「利益積立金額」	<p>直前期末における法人税法2条（定義）16号に規定する資本金等の額及び同条18号に規定する利益積立金額である。</p>

